

## 議第36号

三島市文化振興基本条例の一部を改正する条例案

三島市文化振興基本条例（平成26年三島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「教育委員会」を「市長（文化財の保護に関する事項にあつては、教育委員会）」に、同条第3項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に従前の三島市文化振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の第17条第3項の規定により三島市文化振興審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の第17条第5項の規定により三島市文化振興審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

平成29年3月17日提出

三島市長 豊岡 武士